

平成19年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

健康福祉部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
障害者自立支援課	障害者社会参加促進事業委託	障害者の社会参加を促進するための事業(「障害者110番」運営事業)	平成19年4月1日	(財)滋賀県身体障害者福祉協会、(福)滋賀県視覚障害者福祉協会、(社)滋賀県手をつなぐ育成会	5,067,000	権利擁護を目的とした相談業務、障害者の社会参加のための生活訓練等の専門性を有する団体は他になく、競争入札には適していないため。	2号	3イ
障害者自立支援課	全国障害者スポーツ大会派遣事業委託	第7回全国障害者スポーツ大会(秋田わか杉大会)に出場する滋賀県選手および役員の派遣にかかる事業	平成19年7月30日	滋賀県障害者スポーツ協会	8,087,000	当該事業は、県内の身体障害者および知的障害者を第7回全国障害者スポーツ大会(秋田わか杉大会)へ円滑に派遣すること、およびそれに伴う準備が目的であり、また、全国障害者スポーツ大会競技規則など障害者スポーツに関する知識が必要である。当該事業は、特殊性を多分に有する事業である。	2号	3イ
障害者自立支援課	移行推進コンサルタント派遣事業委託	障害者自立支援法定事業早期移行にかかる課題対応への相談に応じ具体的な支援を行うため、コンサルタントの配置と相談窓口の設置	平成19年9月1日	(社)滋賀県社会就労事業振興センター	9,681,000	共同作業所等の法定事業移行に向けて個別支援を行うものであり、委託先には県内の共同作業所に幅広くネットワークをもっていることや共同作業所の経営や就労支援事業の実態を把握していることが求められるため。	2号	3イ
障害者自立支援課	信楽通勤寮OB相談支援事業委託	信楽通勤寮OBを中心とした旧信楽町内で暮らす知的障害者への相談支援業務	平成19年4月1日	社会福祉法人しがらき会	6,144,000	信楽通勤寮OB等の個人情報を知っている必要があり、他に事業実施の可能な団体等がないため。	2号	3イ
障害者自立支援課	障害者自立支援協議会事業委託	障害者自立支援法の規定に基づく県自立支援協議会の運営委託	平成19年4月1日	滋賀県障害者自立支援協議会	15,551,000	障害者自立支援法の施行にあわせ、当該事業を実施するために設置された団体であるため。	2号	3イ
障害者自立支援課	障害者生活支援センター設置事業委託	障害者生活支援センターの設置と在宅支援訪問相談、在宅支援外来相談、施設支援相談の各相談事業の実施	平成19年4月1日	社会福祉法人びわこ学園	8,112,090	平成11年より各圏域ごとに障害者の支援を行うべく、地域の社旗福祉法人に委託を行い、相談支援技術を有する事業所を育成してきた。その実績とノウハウおよび地域における相談支援の連続性を考慮すると他に代替しうる事業者がないため。	2号	3イ
障害者自立支援課	障害者生活支援センター設置事業委託	障害者生活支援センターの設置と在宅支援訪問相談、在宅支援外来相談、施設支援相談の各相談事業の実施	平成19年4月1日	社会福祉法人湖南会	7,800,520	平成11年より各圏域ごとに障害者の支援を行うべく、地域の社旗福祉法人に委託を行い、相談支援技術を有する事業所を育成してきた。その実績とノウハウおよび地域における相談支援の連続性を考慮すると他に代替しうる事業者がないため。	2号	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法 令 1	適用類 型 2
障害者自立支 援課	障害者生活支援センター 設置事業委託	障害者生活支援センターの設置 と在宅支援訪問相談、在宅支援 外来相談、施設支援相談の各 相談事業の実施	平成19年4月1日	社会福祉法人オープ ンスペースれがーと	7,319,260	平成11年より各圏域ごとに障害者の支援を行う べく、地域の社旗福祉法人に委託を行い、相談支 援技術を有する事業所を育成してきた。その実績 とノウハウおよび地域における相談支援の連続性 を考慮すると他に代替しうる事業者がないため。	2号	3イ
障害者自立支 援課	障害者生活支援センター 設置事業委託	障害者生活支援センターの設置 と在宅支援訪問相談、在宅支援 外来相談、施設支援相談の各 相談事業の実施	平成19年4月1日	社会福祉法人蒲生野 会	7,578,900	平成11年より各圏域ごとに障害者の支援を行う べく、地域の社旗福祉法人に委託を行い、相談支 援技術を有する事業所を育成してきた。その実績 とノウハウおよび地域における相談支援の連続性 を考慮すると他に代替しうる事業者がないため。	2号	3イ
障害者自立支 援課	障害者生活支援センター 設置事業委託	障害者生活支援センターの設置 と在宅支援訪問相談、在宅支援 外来相談、施設支援相談の各 相談事業の実施	平成19年4月1日	社会福祉法人とよさと	7,332,400	平成11年より各圏域ごとに障害者の支援を行う べく、地域の社旗福祉法人に委託を行い、相談支 援技術を有する事業所を育成してきた。その実績 とノウハウおよび地域における相談支援の連続性 を考慮すると他に代替しうる事業者がないため。	2号	3イ
障害者自立支 援課	障害者生活支援センター 設置事業委託	障害者生活支援センターの設置 と在宅支援訪問相談、在宅支援 外来相談、施設支援相談の各 相談事業の実施	平成19年4月1日	社会福祉法人湖北会	7,422,200	平成11年より各圏域ごとに障害者の支援を行う べく、地域の社旗福祉法人に委託を行い、相談支 援技術を有する事業所を育成してきた。その実績 とノウハウおよび地域における相談支援の連続性 を考慮すると他に代替しうる事業者がないため。	2号	3イ
障害者自立支 援課	障害者生活支援センター 設置事業委託	障害者生活支援センターの設置 と在宅支援訪問相談、在宅支援 外来相談、施設支援相談の各 相談事業の実施	平成19年4月1日	社会福祉法人虹の会	6,833,220	平成11年より各圏域ごとに障害者の支援を行う べく、地域の社旗福祉法人に委託を行い、相談支 援技術を有する事業所を育成してきた。その実績 とノウハウおよび地域における相談支援の連続性 を考慮すると他に代替しうる事業者がないため。	2号	3イ
障害者自立支 援課	重症心身障害児(者)ケ アマネジメント支援事業 委託	地域で生活する重症心身障害 児(者)へのケアマネジメント支 援と地域のサービス事業者への 技術的支援	平成19年4月1日	社会福祉法人びわこ学 園	6,833,000	重症心身障害児(者)のケアマネジメントの専門技 術を有する唯一の社会福祉法人であるため。	2号	3イ